平成２５年（フ）第２５０２号
東京都渋谷区桜丘町17番９号
破産者　株式会社ウォーターマン
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８３６号
東京都北区豊島５丁目６―11―709
破産者　宇都　正行
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０１３号
神奈川県横須賀市東浦賀１丁目２―４―403
破産者　江口　将史
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０６３号
東京都世田谷区深沢２丁目８―19―102
破産者　松本　宏美（旧姓西澤）
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１２０号
東京都北区中十条１丁目14―４
破産者　工藤　淳二
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１６０号
東京都東大和市南街６丁目１―14―202
破産者　近藤　　亮
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１７２号
千葉県千葉市稲毛区宮野木町2142―14
破産者　洪　　滌
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１７３号
千葉県君津市内箕輪１丁目８―18
破産者　武市　和高
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１７９号
東京都あきる野市油平167―１―101
破産者　土屋　恭子
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１９６号
埼玉県戸田市喜沢１丁目43―６
破産者　依田袈裟喜
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２１５号
東京都大田区千鳥２丁目４―２―302
破産者　永井　陽子
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２７３号
東京都町田市木曽西３丁目25―６
破産者　浅野　祐佳（旧姓伊藤）
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３０８号
東京都東村山市恩多町５丁目49―３
破産者　片田千恵子
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３０９号
東京都東村山市恩多町５丁目49―３
破産者　片田　亜希
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３４４号
東京都荒川区西日暮里１丁目24―４高山方
破産者　高橋　美香
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３５４号
神奈川県川崎市高津区新作３丁目14―13―604、開始決定時の住所東京都世田谷区大蔵５丁目20―１　コモレビ大蔵G205
破産者　有田　晴久
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３７７号
東京都立川市高松町１丁目16―４―301
破産者　福地　洋平
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３７９号
東京都調布市仙川町１丁目８―30―414
破産者　松倉　知子
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１３０７号
大阪府大阪狭山市半田５丁目119番地の17
破産者　東　　昌二
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２１９号
大阪府河内長野市緑ケ丘南町19番９号
破産者　木下　豊一
１　決定年月日　平成25年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
北海道苫小牧市有珠の沢町２丁目12番18号
破産者　篠原　康子（旧姓緑川）
１　決定年月日　平成25年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部